

筑紫野市告示第 149 号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める總理府令（平成12年總理府令第15号）別表備考の区域を、次のように変更し、この告示の日から施行する。

平成27年10月1日

筑紫野市長

藤田陽三



区域の区分	指定する地域
a	騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定に基づき、筑紫野市長が指定する地域（以下「指定地域」という。）のうち、同法第4条第1項の規定に基づき、筑紫野市長が定める時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準（以下「規制基準」という。）により第1種区域に区分された地域
b	指定地域のうち、規制基準により第2種区域に区分された地域
c	指定地域のうち、規制基準により第3種区域及び第4種区域に区分された地域

※ 平成24年4月1日筑紫野市告示第64号における指定地域の図面は、廃止するため、指定地域の変更がある際は、その変更に準じるものとする。